



(新規・更新用)

規則様式第六号 (第九条の二関係)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 5年 4月 13日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

申請者 〒 029-3104

住所 岩手県一関市花泉町日形字日形山 2 番地 1

名称 クリーンセンター花泉 有限会社

代表者 代表取締役 佐藤 由佳

電話番号 0191 (82) 5393 FAX 0191 (82) 5391

代理人 〒 028-3603

住所 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 4 地割 9 番地 20

氏名 行政書士 中屋 敷 勤

電話 019 (697) 7899 FAX 019 (697) 7825

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>・取り扱う産業廃棄物の種類 ①燃え殻 ②汚泥 (石綿含有産業廃棄物を除く。) ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。) ⑮鉱さい ⑯がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ⑰家畜ふん尿 ⑱家畜の死体 ⑲はいじん ⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。) ・積替え又は保管行為を除く。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 ・岩手県一関市花泉町日形字日形山 2 番地 1 電話番号 0191 (82) 5393 ・岩手県奥州市江刺玉里字柳沢 70 番地 電話番号 0197 (28) 4433 事業場 ・岩手県一関市花泉町日形字日形山 2 番 1、2 番 3、1 番 73、4 番 5 電話番号 0191 (82) 5393 ・岩手県奥州市江刺玉里字柳沢 69 番 5、70 番、78 番 2 ・岩手県奥州市江刺玉里字森下 222 番 6 電話番号 0197 (28) 4433</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>「別紙 1」のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え又は保管を行わない</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	<p></p>

